

会議名 令和6年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		手数料適正化検討委員会
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和7年1月31日（書面開催による実施を通知した日）
開催場所		書面開催
議 題		1. 豊島区手数料条例の改正について
公開の 可否	会 議	非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部非公開
		非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部非公開とする。
出席者	委 員	政策経営部長（委員長）、区民部長（副委員長）、企画課長、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長、建築審査担当課長、土木管理課長 上記委員に書面開催資料を送付
	事務局	
会議次第		(1) 議題の案件について資料により説明 (2) 意見や確認事項等について、意見表にて徴取

◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

1 豊島区手数料条例の改正について（資料１）

（１）改正建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律等の施行に伴う審査手数料の新設及び改正（建築審査担当課）

令和 7 年 4 月 1 日改正の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（以下、「建築物省エネ法」という。）において省エネ基準への適合努力義務だった住宅及び 300 ㎡未満の非住宅を適合義務化することで、全ての新築建築物に省エネ基準への適合義務を課すことにより、新たな審査事務及び不要になる審査事務が発生することから、規定の整備を行う。

なお、手数料額については、東京都及び 23 区における建築行政の一体性を持たせるため、従前から統一した金額を設定している。

（２）改正建築基準法の施行に伴う建築確認の審査手数料の改正（建築審査担当課）

現在の建築基準法では、建築士が設計・監理した木造 2 階建て以下かつ 500 ㎡以下の建築物は、建築主事等が建築確認等を審査する中で、構造関係規定等の審査は省略できる特例が設けられている。

令和 7 年 4 月 1 日改正の「建築基準法」において、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務化に伴い、重量化する建築物の構造安全性を確実に担保するため、この建築確認等の審査の特例を受けられる建築物は、1 階建てかつ 200 ㎡以下の規模まで縮小された。

この改正により、建築確認の審査時間の増加が想定されるため、規定の整備を行う。

なお、手数料額については、東京都及び 23 区における建築行政の一体性を持たせるため、従前から統一した金額を設定している。

会議の結果	・ 上記案件について、意見表明等なく、改正案を報告した。
提出された資料等	資料 1 豊島区手数料条例の一部を改正する条例について （建築審査担当課） 資料 2 新旧対照表
その他	なし